

大分県報

令和五年
号外（五六）
三月三十一日

（金曜日）

目次

規則

大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則の一部改正……………一

〇規則

大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

大分県知事 広瀬 貞

大分県規則第三十四号

大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則

大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則（平成二十年大分県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第四号ハ中「二割」の下に「又は二割」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則の規定は、令和四年十月一日から適用する。